

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 都市計画事業の認可(二件)……………
- ………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……………一
- 市街地再開発事業の規約及び事業計画の変更認可……………
- ………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………一
- 建築士法による二級建築士免許の取消し……………
- ………(都市整備局市街地建築部建築企画課)……………二
- 東京都環境影響評価条例による見解書……………
- ………(環境局総務部環境政策課)……………二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………六
- 生活保護法による介護機関の指定……………
- ………(福祉保健局生活福祉部保護課)……………七
- 森林法第百八十九条の掲示……………
- ………(産業労働局農林水産部森林課)……………八
- 特定非営利活動法人の認定……………
- ………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………八
- 特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新……………(同)……………九
- 特別認定特定非営利活動法人の定款の変更の認証……………(同)……………九
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………

雑報

- ………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………二〇
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二件)……………(同)……………二〇
- 東京都指定排水設備工事事業者の変更届出……………(下水道局)……………三
- 東京都指定排水設備工事事業者の指定……………(同)……………三
- 全国自治宝くじの発売(二件)……………
- ………(全国自治宝くじ事務協議会)……………三

正誤

- 令和三年三月三十日付東京都下水道局管理規程第五号……………四
- 令和三年六月三十日付東京都告示第八百八十五号……………四
- 令和三年六月三十日付東京都告示第八百八十六号……………四

告示

東京都告示第千四十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき小平都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年八月二十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 小平市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 小平都市計画公園事業第一号鎌倉公園
- 三 事業施行期間 令和三年八月二十日から令和九年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分 小平市小川町二丁目地内 使用の部分

なし

東京都告示第千四十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年八月二十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 足立区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画公園事業足立第二・二種類及び名称 百五十三号東六月町第二公園
- 三 事業施行期間 令和三年八月二十日から令和六年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分 足立区東六月町地内 使用の部分 なし

なし

東京都告示第千四十四号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第七条の十六第一項の規定に基づき板橋駅板橋口地区第一種市街地再開発事業の規約及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第七条の十五第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年八月二十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の氏名又は名称 東日本旅客鉄道株式会社及び野村不動産株式会社

二 事業施行期間

令和元年八月二十三日から令和七年三月三十一日まで

三 施行地区

板橋区板橋一丁目地内

四 第一種市街地再開発事業の名称

板橋駅板橋口地区第一種市街地再開発事業

五 事務所の所在地

新宿区西新宿一丁目二十六番二号新宿野村ビル

六 施行認可の年月日

令和元年八月二十三日

七 変更の内容

事業施行期間を令和十年六月三十日まで延長する。

八 規約及び事業計画の変更の認可の年月日

令和三年八月二十日

九 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

令和三年九月十八日

●東京都告示第千四十五号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号。以下「法」という。）第九条第一項の規定により建築士の免許を取り消したので、同条第三項及び建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）第六条の二の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年八月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 免許の取消しをした年月日

令和三年七月二十九日

二 免許を取り消した者

氏名

岩並 光生

建築士の別

二級建築士

登録番号

東京都知事登録第三七五一八号

三 免許の取消しの理由

法第九条第一項第二号に該当するため

●東京都告示第千四十六号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。）第五十五条第一項の規定に基づき、（仮称）赤坂二・六丁目地区開発計画について、環境影響評価書案に係る見解書の提出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年八月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

三菱地所株式会社

代表執行役 吉田 淳一

千代田区大手町一丁目一番一号

株式会社TBSホールディングス

代表取締役社長 佐々木 卓

港区赤坂五丁目三番六号

対象事業の名称及び種類

（仮称）赤坂二・六丁目地区開発計画

高層建築物の新築

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、港区赤坂二丁目及び六丁目に業務、商業、ホテル、劇場等を含む高層建築物等を建設するものであり、計画地は、条例第四十条第四項に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域（特定の地域）」に位置している。

四 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

対象事業について、都民の意見はなく、事業段階関係区長からの意見が二件あり、意見の内容は、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境、景観及びその他であった。事業者は各意見に対し見解を述べており、その概要は別記のとおりである。

五 見解書の縦覧

(一) 期間

令和三年八月二十日から同年九月八日まで。ただし、

日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 港区環境リサイクル支援部環境課

港区芝公園一丁目五番二十五号

イ 千代田区環境まちづくり部環境政策課

千代田区九段南一丁目二番一号

ウ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁

舎十九階

工 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎
三階

別記(原文のまま記載)

評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

評価書案について、事業段階関係区長の主な意見の概要が2件(港区長、千代山区長)提出された。意見等の内訳は表1に示すとおりである。

これらの主な意見及びそれらに対する事業者の見解の概要は、表2(1)～(4)及び表3(1)～(2)に示すとおりである。

表1 意見等の件数の内訳

意見等	件数
都民の意見書	0
事業段階関係区長の主な意見の概要	2
合計	2

表2(1) 事業段階関係区長(港区長)の主な意見及び事業者の見解の概要

項目	総論	事業者の見解の概要
項目	区長の主な意見の概要	事業者の見解の概要
	環境影響評価書を作成する際は、調査の方法、評価の基準などについて、内容及び表現をさらに工夫し、計画面の特徴が適切に表記されるなど、区民が理解しやすいものとなるようにしてください。 また、計画地周辺の住民及び関係者等からの街づくりを含めた意見・要望等については、真摯に対応してください。	環境影響評価書を作成する際には、調査の方法、評価の基準などについて、内容及び表現をさらに工夫し、一般の方々が理解しやすいものとなるよう努めます。 また、計画地周辺の住民及び関係者等のご意見・ご要望を聞きながら、真摯に対応します。

項目	大気汚染、騒音・振動	事業者の見解の概要
項目	区長の主な意見の概要	事業者の見解の概要
	建設作業にあたっては、騒音、振動、粉塵等、周辺環境に与える影響を低減するよう適切な対策を講じてください。	工事の実施にあたっては、評価書案p.97、p.128に示したとおり、工事に関する環境保全のための措置を確実に実施し、大気汚染、騒音、振動等が環境基準を上回ることはないよう、より一層の低減に努めます。 また、今後決定する工事の施工者に対して、環境保全のための措置を確実に実施するよう要請します。
	大気汚染、騒音、振動等が環境基準を上回ることはないよう、より一層の低減に努めてください。	工事の実施にあたっては、評価書案p.97、p.128に示したとおり、工事に関する環境保全のための措置を確実に実施し、大気汚染、騒音、振動等が環境基準を上回ることはないよう、より一層の低減に努めます。 また、今後決定する工事の施工者に対して、環境保全のための措置を確実に実施するよう要請します。

表2(2) 事業段階関係区長(港区長)の主な意見及び事業者の見解の概要

項目	風環境	事業者の見解の概要
項目	区長の主な意見の概要	事業者の見解の概要
	<p>敷地周辺の歩道等を通行する者の安全が確保されるところととも、敷地内の広場・緑地の利用者が快適に過ごし憩えるよう、十分な風対策を着実にを行い、できる限りビル風の低減に努めてください。</p>	<p>敷地周辺の歩行者や敷地内の歩行者空間の利用者が快適に過ごし憩えるよう、平面書案p.184に示したとおり、計画地敷地内の空間に高さ5～12mの防風植栽を施し、できる限りビル風の低減に努めます。また、評価書案p.201に示したとおり、計画地敷地内に更なる植栽を施すことで、敷地周辺の歩行者や敷地内の歩行者空間の利用者への風の影響の低減に努めます。</p>
	<p>ビル風軽減対策の検討にあたっては、防風植栽以外にもフェンスや防風スクリーン、庇、建物形状、低層部分を設けるなど総合的に検討し、さらに工夫してください。</p>	<p>評価書案p.201に示したとおり、今後、詳細設計を進めていく中で、引き続き、風環境への影響を低減させるための環境保全のための措置の検討を行い、計画建築物による風の影響の低減に努めます。</p>
	<p>防風植栽については、港区ビル風対策要綱の手続きを踏まえ整備を進めるとともに、適切な植栽の維持管理を行ってください。</p>	<p>防風植栽については、「港区ビル風対策要綱（平成25年3月）」添録第5073号)の手続きを踏まえ、適切に整備するとともに、植栽の維持管理を適切に行っていく予定です。</p>
	<p>工事期間中の風の測定などについて、近隣住民等からの要望が出た場合は対応するとともに、ビル風の曝露・苦情には、丁寧に対応し、必要に応じて対策を講じてください。</p>	<p>近隣住民など皆様からのご意見、ご要望については、真摯に対応します。</p> <p>また、工事の完了後に風向・風速の現地実測調査を実施し、予測結果と実測結果の比較を行うとともに、必要に応じて追加の環境保全対策を適宜検討します。</p>

表2(3) 事業段階関係区長(港区長)の主な意見及び事業者の見解の概要

項目	その他(工事計画)	事業者の見解の概要
項目	区長の主な意見の概要	事業者の見解の概要
	<p>工事車両について、交通集中による渋滞など周辺への影響を考慮し、車両の出入りする動線や時間帯等さらなる工夫をしてください。</p> <p>また、工事車両の走行が想定されている特別区道第871号線、第1041号線及び第869号線は道路が狭く、工事車両の通行が困難なことから、歩行者や自転車との安全確保を図るとともに歩道利用者への丁寧な説明に努めてください。</p>	<p>工事用車両の走行ルートについては、所轄警察署等の関係機関と調整の上、周辺の交通渋滞の防止や交通安全の確保に努めます。</p> <p>また、工事用車両の走行にあたっては、評価書案p.128に示したとおり、適切な車両の通行管理により、工事用車両の集約化を避けるよう努めることにより、周辺環境への影響の低減に努めます。</p> <p>また、特別区道第871号線、第1041号線及び第869号線を通行する車両については、徐行を含めた交通安全の徹底を図り、周辺への安全確保に努めます。</p> <p>これら工事に関する環境保全のための措置については、今後決定する工事の施工者に対して、確実に実施するよう要請します。</p> <p>また、関係法令に基づき説明会等を開催するなど、歩道利用者への丁寧な説明に努めます。</p>

項目	その他(防災対策)	事業者の見解の概要
項目	区長の主な意見の概要	事業者の見解の概要
	<p>事務所、ホテル、劇場等の様々な機能を併せ持つ複合施設であるほか、大規模超高層という点を踏まえ、勤務者や来訪者等のための一時滞在場所や備蓄物資の確保、備蓄倉庫の整備など、震災対策に配慮した計画としてください。</p>	<p>勤務者用の水や食料等の備蓄をはじめ、来訪者(帰宅困難者)に対応した備蓄や一時滞在施設を準備する計画としており、また、引き続き震災対策に配慮した計画となるよう努めます。</p>

項目	その他(工事計画)	事業者の見解の概要
項目	区長の主な意見の概要	事業者の見解の概要
	<p>港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱(以下「区要綱」という。)の内容を踏まえ、近隣紛争の未然防止、地域における生活環境の保全に努めてください。</p>	<p>既存建築物の解体工事の前には、「港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱(平成20年4月20日添録第22号)」に基づき、隣接関係住民の皆様へ周知を行い、近隣紛争の未然防止、地域における生活環境の保全に努めます。</p>
	<p>解体建物にアスベストが使用されている場合は、吹き付け材、保温材等のほか、アスベスト含有成形板の使用状況についても十分な事前調査を行い、調査内容を書面で記録し、保管してください。</p> <p>また、区要綱や入気汚染防止法等の法令に基づき、報告や届出及び飛散防止対策を講じるとともに、適切な廃棄物処理を行ってください。</p>	<p>解体建物へのアスベスト使用については、吹き付け材、保温材等のほか、アスベスト含有成形板の使用状況についても十分な事前調査を行い、調査内容を書面で記録、保管します。</p> <p>アスベストの使用が確認された場合には、「港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱」や「大気汚染防止法」(昭和43年6月法律第97号)等の法令に基づき報告や届出、飛散防止対策等を講じるとともに、適切な廃棄物処理を行います。</p> <p>また、周辺住民からの問い合わせがあった場合は、調査方法及び処理方法を丁寧に説明します。</p>
	<p>建設作業実施届出など必要な事前届出をすることともに、十分な近隣説明を行ってください。</p>	<p>建設作業の実施にあたっては、適切な時期に事前の届出を行うとともに、関係法令に基づき説明会等を開催し、建築物の工期、工法、作業方法等について十分な近隣説明を行います。</p>

項目	その他(交通)	事業者の見解の概要
項目	区長の主な意見の概要	事業者の見解の概要
	<p>本事業に伴い生じる交通量や流れの変化による周辺環境の変化について、予測評価を分かり易く記載してください。</p>	<p>本事業に伴う工事用車両及び関連車両の交通ルートは評価書案p.68に、周辺の都道及び環状道路を走行する交通量は評価書案p.80に示したとおりです。工事の施行中においては、工事用車両により増加する交通量を含めて、工事用車両の走行に伴う大気汚染(二酸化窒素及び浮遊粒子状物質)及び騒音・振動を予測・評価しています。工事の完了後においては、関連車両により増加する交通量を含めて、関連車両の走行に伴う大気汚染(二酸化窒素及び浮遊粒子状物質)を予測・評価しています。</p> <p>なお、環境影響評価書の作成にあたっては、計画内容等の記載を工夫してまいります。</p>
	<p>竣工後の関係車両の通行については、特別区道871号線、第1041号線及び第869号線の走行も想定されていますが、道路が狭いため、自動車利用者に對する交通安全の徹底を図る取組を実施していただきます。</p>	<p>竣工後の関係車両の通行については、入出庫車両の一時停止の徹底、制速速度の遵守等、交通安全の徹底を図る取り組みを実施します。</p>
	<p>周辺の交通渋滞と放浪自転車等の削減、二酸化炭素排出量削減に寄与するため、敷地内に自転車シェアリングのサイクルポートを設置していただきます。</p>	<p>今後、関係機関と協議を行い、自転車シェアリングのサイクルポートも含め検討してまいります。</p>

表2(4) 事業段階関係区長(港区長)の主な意見及び事業者の見解の概要

項目	その他(資源、エネルギー、地球環境)	事業者の見解の概要
区長の主な意見の概要	エネルギーを利用する機器については高効率なものを採用していただきたい。	本事業では、計画地内に地域冷暖房(DHC)プラントを設置し、エネルギーの有効利用や環境負荷の低減に配慮した高効率なシステムを計画してまいります。また、計画地内でコープエネレーションシステムを採用し、排熱をDHCプラントにて有効利用する計画です。さらに、高効率機器を導入し、エネルギー消費量の低減・CO ₂ 排出の抑制、環境負荷の低減に配慮した計画とします。
区長の主な意見の概要	建物周囲の公開空地等の緑化については、可能な限り緑地や保水性舗装を設けるほか、ビル風対策とのバランスを図りながら風の通り道を確保する検討など、ヒートアイランド現象にも配慮した計画としてください。	本事業では、都道413号(赤坂通り)沿いは「沿道緑化」と多くの人が集う賑わい空間として、沿道と一体となつて緑のネットワーク形成に寄与するとともに、にぎわいの拠点形成に寄与する良質なオープンスペースを提供する計画です。計画地東側は「緑に満ちた憩いの空間」として、特別区道第1041号線(ツツ木通り)の街路樹によるみどりのネットワークを延伸し、憩いの空間を形成するとともに、豊かな緑意によつて生物多様性の実現に寄与する緑化空間とする計画です。そのほか計画地外周は、周辺環境に配慮した「豊かな緑意を与える沿道緑化」として周辺街区に快適な豊かな歩行空間を提供する計画です。また、計画建築物は可能な限り敷地掘削から雑土の通り道を確保する、保水性舗装を採用するなどにより、ヒートアイランド現象の抑制・緩和を図る計画とします。
区長の主な意見の概要	みなとモデル二酸化炭素固定証制度に基づき、港区と協定を締結した自治体から産出される協定木材等の国産材の使用に努めてください。	事業の実施にあつては、みなとモデル二酸化炭素固定証制度に基づき、港区と協定を締結した自治体から産出される協定木材等の国産材の使用に努めます。

表3(1) 事業段階関係区長(千代田区長)の主な意見及び事業者の見解の概要

項目	区長の主な意見の概要	事業者の見解の概要
大気汚染	工事車両の走行に伴う蒸発硬化物や粉じんによる大気汚染を防止するため最新規制適合車の使用や周辺待機中のアイドリフトプラントの実施等、対策を実施されたい。	工事の実施にあつては、評価書案p.97に示したとおり、最新の排出ガス規制適合車の使用に努めるとともに、工事用車両のアイドリフトプラントの周知・徹底など、工事用車両についての環境保全のための措置を確実に実施することにより、大気質への影響の低減に努めます。これら工事に関する環境保全のための措置については、今後決定する工事の施工者に対して、確実に実施するよう要請します。

項目	騒音・振動	事業者の見解の概要
区長の主な意見の概要	工事期間中の周辺道路の交通渋滞を把握し、適宜工事車両の通行による交通規制削減のための適切な対策を図ること。また、工事車両の通過ルートについては、関係機関と十分協議し、周辺の交通渋滞および沿道への騒音の防止に努められたい。	工事用車両の走行ルートについては、所轄警察署等の関係機関と調整の上、周辺の交通渋滞の防止や交通安全の確保に努めます。また、工事用車両の走行にあつては、評価書案p.128に示したとおり、適切な車両の運行管理により、工事用車両の集中化を避けるよう努めるなど、環境保全のための措置を確実に実施することにより、騒音への影響の低減に努めます。これら工事に関する環境保全のための措置については、今後決定する工事の施工者に対して、確実に実施するよう要請します。

項目	日影	事業者の見解の概要
区長の主な意見の概要	評価書案のとおり対応されたい。	評価書案 p.156 に示したとおり、長時間日影の影響を受ける範囲を小さくするよう配慮し、計画建築物の東館については東西より南北にはいり建物として配置し、西館については南側に配置する計画とするなど、環境保全のための措置を確実に実施することにより、日影への影響の低減に努めます。

項目	電波障害	事業者の見解の概要
区長の主な意見の概要	評価書案のとおり対応されたい。	評価書案p.165に示したとおり、木計画に起因する障害であると明らかになった場合には、地域状況を考慮し、CAWの活用、共同受信施設の設置、アンテナ設備の改修など、環境保全のための措置を確実に実施することにより、電波障害への影響の低減に努めます。また、問い合わせに対する相談窓口を設置し、適切な対応を行います。

表3(2) 事業段階関係区長(千代田区長)の主な意見及び事業者の見解の概要

項目	風景境	事業者の見解の概要
区長の主な意見の概要	評価書案のとおり対応されたい。	評価書案p.201に示したとおり、今後、詳細設計を進めていく中で、引き継ぎ、建物形状の更なる工夫、駅からの地下ネットワークの充実、パリアフリー化、庇の設置、防風植栽の維持管理など、環境保全のための措置を確実に実施することにより、風景境への影響の低減に努めます。 また、工事後に風向・風速の現地実測調査を実施し、予測結果と実測結果の比較を行うとともに、必要に応じて追加の環境保全対策を適宜検討します。

項目	景観	事業者の見解の概要
区長の主な意見の概要	計画地が東京都景観計画及び千代田区景観まちづくり計画における国会前交差点付近の眺望地点から国会議事堂への眺望に特に配慮を要する区域に近接しているため、建築物の意匠・形態について景観上配慮すること。	計画建築物の外壁の形状、材質や色彩等は、周辺建物・環境との調和に配慮した計画とします。また、関係機関との協議を踏まえ、景観に配慮した計画とします。

●東京都告示第千四十七号

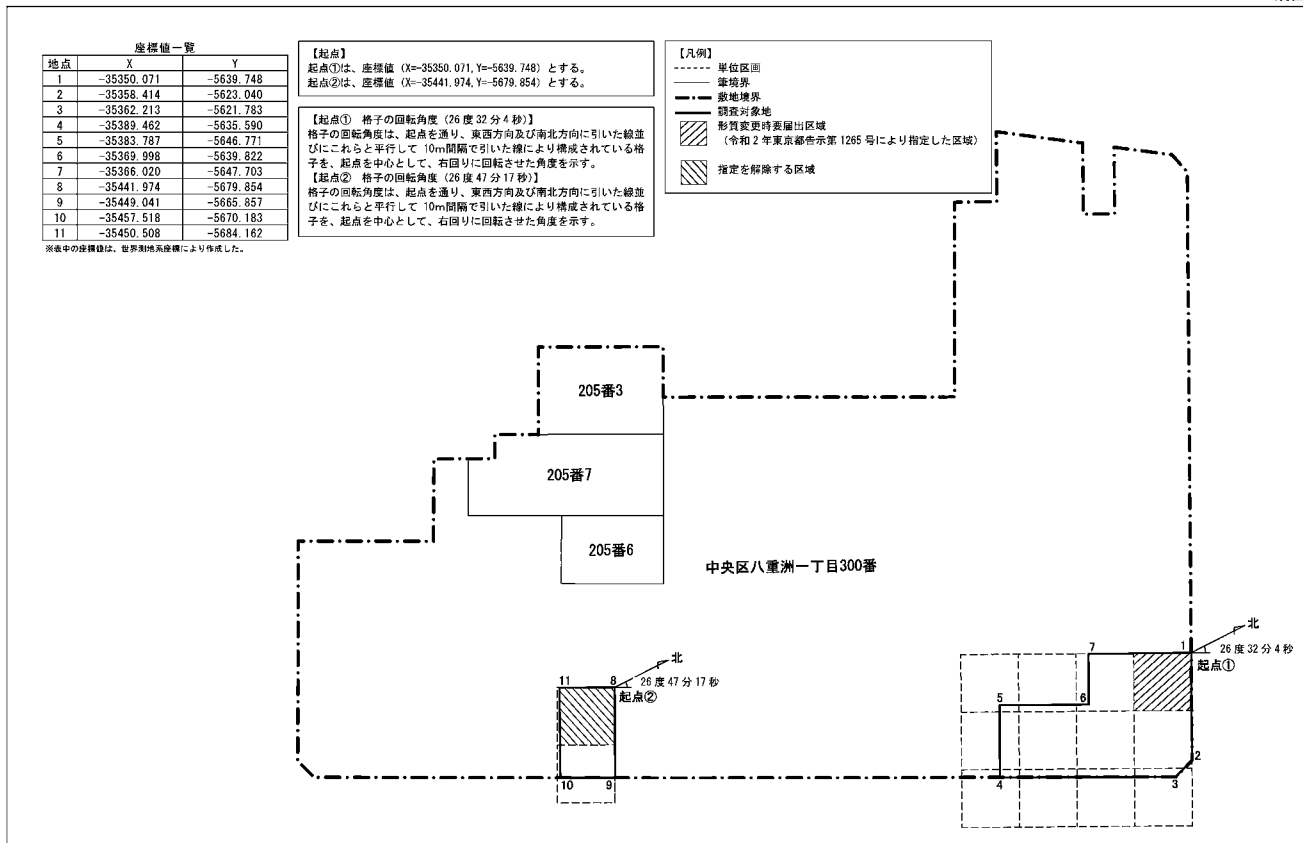
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条 第二項の規定により、令和三年東京都告示第百六十四号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年八月二十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(中央区八重洲一丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



●東京都告示第千四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「法」という。）第五十四条の二第二項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護機関を指定したので、法第五十五条の三第一号及び生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条（中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年八月二十日

東京都知事 小池 百合子

介護保険事業者番号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	指定年月日
1341257914	有限会社アイ・ファーマシー	東京都府中市北山町1-15-5	あい調剤薬局	東京都世田谷区南島山6-27-11 司ビル101	居宅療養管理指導	令和3年5月1日
1341257914	有限会社アイ・ファーマシー	東京都府中市北山町1-15-5	あい調剤薬局	東京都世田谷区南島山6-27-11 司ビル101	介護予防居宅療養管理指導	令和3年7月1日
1341158138	株式会社メディサポート	神奈川県相模原市中央区鹿沼2-10-15	オリーブ薬局 羽田店	東京都大田区羽田1-6-15 DCビル1階	居宅療養管理指導	令和3年6月1日
1341158138	株式会社メディサポート	神奈川県相模原市中央区鹿沼2-10-15	オリーブ薬局 羽田店	東京都大田区羽田1-6-15 DCビル1階	介護予防居宅療養管理指導	令和3年6月1日
1340754127	かちどき薬品株式会社	東京都中央区日本橋茅場町3-4-3	かちどき薬局 ひきふね店	東京都墨田区八広1-2-14	居宅療養管理指導	令和3年4月1日
1340754127	かちどき薬品株式会社	東京都中央区日本橋茅場町3-4-3	かちどき薬局 ひきふね店	東京都墨田区八広1-2-14	介護予防居宅療養管理指導	令和3年7月1日
1372007128	医療法人社団はなぶさ会	東京都練馬区関町北2-4-1	医療法人社団はなぶさ会 島村記念病院 居宅介護支援事業所	東京都練馬区関町北2-4-2	居宅介護支援	令和3年7月1日
1371909100	株式会社ゴルディオックス	東京都板橋区常盤台1-4-1 シルバン2	リハビリセンター ゴルディオックス	東京都板橋区小茂根2-4-13 サンケイコーポ201号室	通所介護	令和3年7月1日
1345450622	有限会社パールコーポレーション	東京都西東京市東町1-1-22 エリシオンB	花みずき薬局	東京都西東京市東町1-1-22 エリシオンB	居宅療養管理指導	令和3年4月1日
1345450622	有限会社パールコーポレーション	東京都西東京市東町1-1-22 エリシオンB	花みずき薬局	東京都西東京市東町1-1-22 エリシオンB	介護予防居宅療養管理指導	令和3年4月1日
1341353408	株式会社ハローコーポレーション	東京都葛飾区立石6-20-10	ハロー薬局	東京都渋谷区富ヶ谷1-19-4-101	居宅療養管理指導	令和3年7月1日
1341353408	株式会社ハローコーポレーション	東京都葛飾区立石6-20-10	ハロー薬局	東京都渋谷区富ヶ谷1-19-4-101	介護予防居宅療養管理指導	令和3年7月1日

●東京都告示第千四十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨を通知した次の保安林について、当該通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を揭示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

令和三年八月二十日

東京都知事 小池百合子

一 保安林の所在場所等

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	所在が不明な通知の相手方	揭示場所
八王子市上恩方町三九八八番地	小澤公男	八王子市
八王子市高月町二〇七一番地	堀部明彦	八王子市

二 通知の要旨

- (一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する予定である旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定に基づき通知する。
- (二) 変更後の指定施業要件については、令和三年東京都告示第九百二十六号のとおり。

公 告

特定非営利活動法人の認定について
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、

<p>同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>令和三年八月二十日</p> <p>東京都知事 小池百合子</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人日野・市民自治研究所</p> <p>二 代表者の氏名 平 和元</p> <p>三 主たる事務所の所在地 日野市日野本町三丁目十三番地の十六</p> <p>四 認定の有効期間 令和三年六月七日から令和八年六月六日まで</p> <p>特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新について</p> <p>特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十一条第二項の規定に基づき認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>令和三年八月二十日</p> <p>東京都知事 小池百合子</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人日本NPOセンター</p> <p>二 代表者の氏名 萩原 なつ子</p>	<p>三 主たる事務所の所在地 千代田区大手町二丁目二番一号 新大手町ビル二四五</p> <p>四 更新された認定の有効期間 令和二年十二月十日から令和七年十二月九日まで</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人富士山測候所を活用する会</p> <p>二 代表者の氏名 三浦 和彦</p> <p>三 主たる事務所の所在地 千代田区麴町一丁目六番九号 DIK麴町ビル九〇一</p> <p>四 その他の事務所の所在地 静岡県御殿場市新橋八百八十九番地の十二</p> <p>五 更新された認定の有効期間 令和三年一月八日から令和八年一月七日まで</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人プラチナ・ギルドの会</p> <p>二 代表者の氏名 奥山 俊一</p> <p>三 主たる事務所の所在地 新宿区西早稲田一丁目二十二番三一七〇六号</p> <p>四 更新された認定の有効期間 令和三年二月二十二日から令和八年二月二十一日まで</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人日本若手精神科医の会</p> <p>二 代表者の氏名</p>	<p>大矢 希</p> <p>三 主たる事務所の所在地 中央区日本橋茅場町一丁目九番二号 株式会社メセナ フィールドアークス内</p> <p>四 更新された認定の有効期間 令和三年一月十五日から令和八年一月十四日まで</p> <p>特例認定特定非営利活動法人の定款の変更の 認証について</p> <p>特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十九条第二項第一号に掲げる事項に係る定款の変更についての同法第二十五条第三項に規定する認証をしたので、同法第六十二条において準用する同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>令和三年八月二十日</p> <p>東京都知事 小池百合子</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人国際難民支援団体REI</p> <p>二 代表者の氏名 グレシャム・マーク・フレデリック</p> <p>三 主たる事務所の所在地 港区南青山二丁目二番十五号 ウィン青山九四二</p> <p>四 認証年月日 令和三年五月六日</p>
--	--	--

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出に

ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年八月二十日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和三年八月二十日

東京都知事 小池 百合子

- 一 店舗名 (仮称)BRANCH調布
- 二 店舗所在地 調布市深大寺東町七丁目四十七番地一
- 三 設置者名 大和リース株式会社
- 四 設置者住所 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号
- 五 小売業を行う者の氏名又は名称 未定
- 六 新設をする日 令和四年四月一日
- 七 店舗面積の合計 二千二百四十五平方メートル
- 八 駐車場の位置及び収容台数 店舗内 八十二台
- 九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗南東側ほか 百六十二台

収容台数

十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗内 四十六平方メートル

十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 十七・六八立方メートル

十二 小売業を行う者の開店時刻 午前九時

十三 小売業を行う者の閉店時刻 午後十時

十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後十時三十分まで

十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 一箇所 店舗北東側

十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことがで

きる時間帯

十七 届出日 令和三年七月二十九日

十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十九 縦覧期間 令和三年八月二十日から同年十二月二十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年八月二十日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和三年八月二十日

東京都知事 小池 百合子

- 一 店舗名 西友浜田山店
- 二 店舗所在地 杉並区浜田山三丁目二十九番六号
- 三 設置者名 株式会社安藤興産
- 四 設置者住所 杉並区浜田山三丁目三十五番三十一号
- 五 変更前の設置者の代表者名 安藤 和夫
- 六 変更後の設置者の代表者名 安藤 久子
- 七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 合同会社西友
- 八 変更前の小売業者の代表者名 リオネル・アルペール・ジェイ・デスクリー・ドウ・マレドスー
- 九 変更後の小売業者の代表者名 大久保 恒夫

<p>十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番)</p> <p>十一 届出日 令和三年八月三日</p> <p>十 変更日 令和三年三月一日ほか</p> <p>九 変更後の小売業者の代表者名 大久保 恒夫</p> <p>八 変更前の小売業者の代表者名 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー</p> <p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 合同会社西友</p> <p>六 変更後の設置者の代表者名 喜多村 樹美男</p> <p>五 変更前の設置者の代表者名 若林 久</p> <p>四 設置者住所 豊島区南池袋一丁目十六番十五号</p> <p>三 設置者名 西武鉄道株式会社</p> <p>二 店舗所在地 練馬区練馬一丁目三番十号</p> <p>一 店舗名 西友練馬店A館</p>	<p>十三 縦覧期間 令和三年八月二十日から同年十二月二十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>十一 届出日 令和三年七月二十八日</p> <p>十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十三 縦覧期間 令和三年八月二十日から同年十二月二十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番)</p> <p>十一 届出日 令和三年八月三日</p> <p>十 変更日 令和三年三月一日ほか</p> <p>九 変更後の小売業者の代表者名 大久保 恒夫</p> <p>八 変更前の小売業者の代表者名 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー</p> <p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 合同会社西友</p> <p>六 変更後の設置者の代表者名 喜多村 樹美男</p> <p>五 変更前の設置者の代表者名 若林 久</p> <p>四 設置者住所 豊島区南池袋一丁目十六番十五号</p> <p>三 設置者名 西武鉄道株式会社</p> <p>二 店舗所在地 練馬区練馬一丁目三番十号</p> <p>一 店舗名 西友練馬店B館</p>	<p>十三 縦覧期間 令和三年八月二十日から同年十二月二十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>十三 縦覧期間 令和三年八月二十日から同年十二月二十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十一 届出日 令和三年八月三日</p> <p>十 変更日 令和三年三月一日ほか</p> <p>九 変更後の小売業者の代表者名 大久保 恒夫</p> <p>八 変更前の小売業者の代表者名 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー</p> <p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 合同会社西友</p> <p>六 変更後の設置者の代表者名 喜多村 樹美男</p> <p>五 変更前の設置者の代表者名 若林 久</p> <p>四 設置者住所 豊島区南池袋一丁目十六番十五号</p> <p>三 設置者名 西武鉄道株式会社</p> <p>二 店舗所在地 練馬区練馬一丁目三番十号</p> <p>一 店舗名 西友練馬店B館</p>	<p>十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>五 変更を行う小売業者の氏名又は名称 株式会社東急ストアほか二十二名</p> <p>四 設置者住所 渋谷区南平台町五番六号</p> <p>三 設置者名 東急株式会社</p> <p>二 店舗所在地 品川区東五反田二丁目一番二号</p> <p>一 店舗名 東急五反田ビル(五反田東急スクエア)</p>	<p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>令和三年八月二十日</p>	<p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年八月二十日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について</p>	<p>都条例第十号)に定める休日を除く。</p>

六 変更前の開店時刻 午前九時

七 変更後の開店時刻 午前八時

八 変更前の来客が駐車場を利用するこ
とができる時間帯
午前九時から午後十一時十分まで

九 変更後の来客が駐車場を利用するこ
とができる時間帯
午前八時から午後十一時十分まで

十 変更日 令和三年八月十六日

十一 届出日 令和三年七月二十八日

十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業
振興課(新宿区西新宿二丁目八番
一号)

十三 縦覧期間 令和三年八月二十日から同年十二
月二十日まで。ただし、東京都の
休日に関する条例(平成元年東京
都条例第十号)に定める休日を除
く。

十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十
分まで。ただし、正午から午後一
時までを除く。

東京都指定排水設備工事事業者の変更届出に
ついて

東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都
下水道局管理規程第四号)第六条の規定に基づき、東京都
指定排水設備工事事業者から次のように変更の届出があつ
たので、同規程第七条の規定により公告する。

令和三年八月二十日

東京都下水道局長 神山 守

一 事業所の所在地を変更した事業者

受理年 月日	指定番号	商号又は 名称	新事業所 所在地	旧事業所 所在地
令和三 年六月 二十四 日	三六四〇	ミサワホ ーム建設 株式会社	杉並区高井 戸東二丁目 四番五号	調布市調布 ケ丘三丁目 三十三番地 二 田村ビ ル二階

二 代表者を変更した事業者

受理年 月日	指定番号	商号又は 名称	新代表者名	旧代表者名
令和三 年六月 十八日	三三一七	ダイキン エアテク ノ株式会 社東京支 店	中村 敦士	飯田 政義
同月二 十二日	四一三五	有限会社 秦栄工業	菅原 邦光	菅原 教行

東京都指定排水設備工事事業者の指定について

東京都下水道条例(昭和三十四年東京都条例第八十九
号)第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者
を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業
者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第七
条の規定により公告する。

令和三年八月二十日

東京都下水道局長 神山 守

一 指定した事業者

指定番号	商号又は 名称	代表者	事業所所在地
五七六七	東京ガス ライフア サヒ株式 会社	朝日 淳一	練馬区関町東一丁目 二十九番九号

五七六八 有限会社 関口 隆
八王子市並木町十六
番十二号 青ビル一
〇一号室

五七六九 株式会社 永田 慎一
町田市忠生一丁目二
十八番地十六 ヨシ
カワビル一〇二

五七七〇 太田設備 太田 義浩
葛飾区お花茶屋三丁
目九番一号

二 指定年月日
令和三年六月三十日

一 指定した事業者

指定番号	商号又は 名称	代表者	事業所所在地
五七七一	株式会社 SAGA E	寒河江浩之	新宿区新宿七丁目三 番四十五号

二 指定年月日
令和三年七月十四日

雑 報

正 誤

○令和三年三月三十日付東京都下水道局管理規程第五号
二十一ページ上段の様式中

東京都下水道条例第7条の8第3項の規定により、排水設備工事責任技術
者の登の更新の申請をします。

東京都下水道条例第7条の8第3項の規定により、排水設備工事責任技術者の登録の
更新の申請をします。

○令和三年六月三十日付東京都告示第八百八十五号

ページ一段一行一 誤 一 正
一一 下 四 令和三年六月八 令和三年六月十
日 七日

○令和三年六月三十日付東京都告示第八百八十六号

ページ一段一行一 誤 一 正
一一 下 七 後から 令和三年六月八 令和三年六月十
日 七日

を

に訂正する。

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価 本号
一箇月 六、六〇〇円
五〇円
(郵送料を含む。)

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

